

IIPS Quarterly

Institute for International Policy Studies

Contents

Volume 6 Number 1

● 卷頭論文

「我が国の宇宙政策について」松井孝典

● 政策研究

「中国の接近阻止・領域拒否能力への対抗策」福田潤一

「今後の中国の経済成長について—海外のマクロ・エコノミストは現在の中国経済をどうみているか—」北浦修敏

「日米同盟における運用上の課題」松崎みゆき

「特恵貿易協定の進展と限界」安田 啓

● 研究所ニュース

「日台対話2014台北会議」

「第七回 日中関係シンポジウムの開催について」

新年会長挨拶

中曾根康弘

念頭にあたり、この一年の世界の平和と安寧をお祈りいたします。

今年は日本の敗戦から70年を迎えます。敗戦を知る者にとっては、日本はよくぞここまで来たという思いです。日本は敗戦下でつくられた憲法を善用し成長に生かしてきました。日本の発展には、国民の愛国心や、教育レベルの向上が大きく影響しています。ただ、残念なことに、政治に国家の革新性や、新しい理想を求めて国を改革しようという気概、迫力が欠けています。

日本の経済も科学技術も豊かになった今、その基礎に立ちさらなる前進を目指し、現状に甘んずることなく、よりよき国家、世界を創っていくための努力を継続し、自らの懶惰を警めなければなりません。

日本には、中長期的な課題として人口減を主因とする国力の減退という大きな問題があり、国力を保持していく上での教育と科学技術は、次世代を担う青少年の教育や高度教育と相まってまさに国力と直結する大きなテーマといえます。

国家やそれを取り巻く世界は日々刻々と変化し、とどまる事を知りません。こうした問題と変化の中で、公益財団法人世界平和研究所は、新たなる視点と革新性を持ちつつ、政策研究に全力で取り組み、日本の未来を切り拓くべく役割を果たしてまいりたいと存じます。

本年もよろしくご支援の程をお願い申し上げます。



公益財団法人 世界平和研究所

IIPS

卷頭論文

我が国の宇宙政策について

東京大学名誉教授・常任研究顧問

松井孝典

初めに

現在、新しい宇宙基本計画が、策定されつつある。本原稿執筆中（2014年12月中旬）の段階で、パブリック・コメントの意見募集を終え、その意見に対するコメントを準備中である。今後、宇宙政策委員会での議論を経て、それが確定すれば、宇宙戦略本部で新しい宇宙基本計画が決定されることになる。本来なら12月初旬頃にそうした作業が行われる予定だったが、突然の衆議院解散で、計画の策定作業は2015年初頭にまでずれ込んだ。本稿では、宇宙政策の根幹をなす宇宙基本計画とは何かについて概要を紹介するが、その背景として、我が国宇宙政策推進体制のこの数年のめまぐるしい変化についても概観しておこう。

現在の宇宙政策推進体制について

我が国の宇宙政策決定の仕組みは、2012年（平成24年）6月に大きく変化した。最初に現在の仕組みについて紹介しておこう。なお、その変化の前は、2008年（平成20年）5月の宇宙基本法成立後の暫定的体制が続いていた。その体制とは、内閣官房に宇宙開発戦略本部事務局が置かれ、その助言機関である宇宙開発戦略専門調査会が設置されていた。その体制下で、最初の宇宙基本計画が検討、立案された。

暫定的体制の段階では、それ以前の宇宙政策推進体制（文科省下の宇宙開発委員会が存続するなど）の構造が基本的に維持されていた。それは2008年の宇宙基本法の精神に沿う形で、改正を伴わない新たな体制が模索された結果である。宇宙基本法を目指された体制に移行するために、宇宙開発専門調査会でその議論が行われ、宇宙開発戦略本部でその案が了承され、2012年6月に国会で、関連省庁の設置法やJAXA法が改正され、現在の推進体制への移行が確定した。

その結果、内閣府に宇宙戦略室と、総理に勧告する権限を持つ宇

宙政策委員会が設置され、それ以前の宇宙開発専門調査会や宇宙開発委員会が廃止された。新体制に移行してすぐに、最初の宇宙基本計画を1年前倒しする形で、新たに二回目の宇宙基本計画が策定された。現在その改訂作業が進められていることは最初に述べた。

宇宙基本法では、宇宙庁の構想が描かれていたが、それは諸般の事情から、実現には至らなかった。今も自民党宇宙政策調査会の宇宙政策には、その設置と宇宙関連予算5000億円の獲得が優先課題として掲げられている。

我が国の宇宙開発推進体制の歴史的変遷

我が国の宇宙開発は1955年に始まる。この年東大生産技術研究所において、糸川東大教授の主導により、ペンシル型ロケットの発射実験が行われた。その2年後の1957年米国航空宇宙局（NASA）が発足し、世界では国家威信をかけた米ソの宇宙開発競争が始まった。日本では1960年総理府に宇宙開発審議会が設置され、1964年に東大宇宙航空研究所が発足、ロケットの開発が本格的に始まる。その結果日本は、この固体ロケットの開発を通じて、フォン・ブラウン型とは異なるタイプのロケットを実用化させるという独自技術を有することになる。1968年には宇宙開発委員会設置法が施行され、1969年に宇宙開発事業団（NASDA）が発足し、同時に種子島宇宙センターが開設された。この年国会で宇宙の平和利用が決議される。

並行してロケット発射場の整備も進み、1962年鹿児島県内之浦に、現在の内之浦宇宙空間観測所の前身の研究所が開設された。それと時を同じくして東大宇宙研ではロケットの開発が本格化する。カッパ型に続いてラムダ型が開発され、1970年にはラムダロケットにより我が国初の人工衛星「おおすみ」が打ち上げられた。自力で人工衛星を打ち上げた国としては世界で4番目となる。

1969年日本のロケット、衛星開発が本格化するのに伴い、日米宇宙開発協力に関する交換公文が交わされる。東大宇宙研でのロケット自主開発とは別に、宇宙開発事業団では米国からの技術導入が進む。1975年N1ロケット1号機が打ち上げられ、1977年にはN13号機で、静止衛星「きく2号」が打ち上げられる。これは我が国初の静止衛星で、日本は世界で3番目の静止衛星打ち上げ国となる。1978年宇宙開発政策大綱が決定され、放送衛星、通信衛星、気象衛星など利用重視の路線が示される。

1981年には純国産のH1ロケットの開発が着手され、1986年にその打ち上げに成功、引き続いてHIIロケットの開発が着手され、1994年に完成、以後このロケットを使った衛星打ち上げが本格化する。2007年HIIAロケットが民営化され、打ち上げサービス民営化の時代が始まる。

一方東大宇宙研は、1981年に東大の付属研究所から国立の宇宙科学研究所（ISAS）に衣替えし、より高出力のロケット開発に着手する。1970年にラムダに引き続いて開発が開始されたミュー型ロケットが、MVロ

ケットに進化し、1997年その初号機が打ち上げられた。以後このロケットを用いた深宇宙探査が始まる。ハヤブサもこのロケットで打ち上げられた。

しかしその後、2006年MVロケットの開発は中止される。その背景として、2003年にNASDAやISAS等が統合し、(独)宇宙航空研究開発機構(JAXA)が発足し、我が国の宇宙開発実施機関が一本化されたことが挙げられる。

1988年には、国際宇宙ステーション(ISS)政府間協力協定(IGA)が署名され、翌年IGAが国会で承認され、我が国の有人宇宙活動への準備が始まる。1998年にはさらにISS政府協力協定(新IGA)が批准され、2007年には、ISSに日本実験棟「希望」が完成し、その利用が始まる。同年H-IIAロケットを用いて宇宙ステーション補給機(HTV)が打ち上げられる。この打ち上げを通じて現在我が国は、ISSの分担金分を負担している。

1990年は、日本の宇宙開発にとって大きな節目の年である。この年、日米貿易摩擦を背景として、「非研究開発衛星の調達手続き等について」(いわゆる日米衛星調達合意)が結ばれた。その結果、我が国の宇宙に関する政府投資が、一層研究開発に重点を置いて進められるようになった。このことの影響として宇宙産業側も、政府による研究開発に過度に依存する体質に変化したことが指摘されている。

宇宙基本法の成立

1990年代になると米ソの冷戦が終息し、宇宙は安全保障だけではなく、通信や放送衛星を中心とする宇宙ビジネスの場として注目されるようになった。21世紀になるとさらに、中国、インド等新興国においても、積極的な宇宙開発利用が進展する。いまや世界的に、宇宙産業ブームとでも呼べるような状況が出現しつつある。

こうした世界情勢の変化を受け、我が国においてもそれまでの宇宙政策が見直され、2008年には国会で、自由民主党、公明党、民主党の超党派の議員立法により「宇宙基本法」が成立した。そこでは、課題解決の手段として宇宙を利用し、宇宙開発利用を国家戦略として推進することが目指されている。

加えて、以下の変更も重要である。1969年の国会決議では、平和の目的に限り、すなわち非軍事の範囲において宇宙開発を進め、利用すること、とされていた。一方宇宙基本法では、宇宙開発と利用は、日本国憲法の平和主義の理念に則ることとされた。一見すると違いが分からないかもしれないが、後者は専守防衛の範囲内であれば、防衛目的の宇宙開発利用が可能であることを認めている。

さらに、先進諸国においては、大統領や首相などが宇宙政策において指導力を發揮し、国家戦略として推進しているのが一般的である。そこで我が国においても、総理を本部長とする宇宙開発戦略本部が設置され、我が国宇宙政策の基本的考え方ともいえる、宇宙基本計画の策定等を担うこととされている。

宇宙基本法では、その附則において、宇宙開発戦略本部に関する事務の処理を内閣府に担わせるための法整備とJAXAの見直しを、法施行後1年を目途に行うこと、また宇宙開発利用を総合的に推進するための行政組織の在り方等を検討すること、とされていた。この行政組織がいわゆる「宇宙庁」構想である。

筆者は委員の一人として、暫定的に置かれた内閣官房の宇宙開発専門調査会においてこの問題を1年にわたって審議した経験を持つ。残念ながら宇宙庁構想は結局時間切れとなって、2012年の法改正で、最初に述べた今の体制という形に落ち着いた経緯がある。すなわち、内閣府に我が国の宇宙政策の司令塔機能を担う宇宙戦略室と宇宙政策委員会が設置され、JAXAは政府全体の宇宙開発利用を技術で支える中核的な実施機関として位置づけられた。また、その平和目的規定も宇宙基本法と整合的なものに変更された。

宇宙基本計画について

宇宙政策は宇宙基本計画に基づいて進められる。それは具体的には、JAXAの中期目標の策定であり、宇宙開発利用に関する経費の見積もり方針であり、宇宙関連施策の評価、宇宙開発利用に関する関係府省等連絡調整会議の開催などである。宇宙基本計画はまさに宇宙政策そのものといえる。そこで2012年に発足した新体制のもとで最初にこのような作業が行われた。安部総理の、2012年を宇宙利用元年にするという指示に基づき、現在の宇宙基本計画が策定され、それに基づき、経費の見積もりや、施策の評価が行われた。

しかし、新体制になってとりあえず決めなければならないことが多い、宇宙政策委員会が主導的に政策提案を行い、評価したという意味では満足できるものではなかった。今年(2014年)は、宇宙政策委員の2年の任期がさらに2年更新された年である。それに伴い、これまでの宇宙政策の決定の仕組み、政策委員会の活動について検討を行うこととなった。その検討の中で、問題として挙げられたのは、政策委員会が政策について十分メリハリの付いた提案ができず、結果として事務局主導であったことや、10年を見越した長期的な衛星打ち上げ計画がないため産業界が予見性を持ちえないこと等であった。政策としては特に、我が国を取り巻く安全保障状況が大きく変化したこと、我が国の安全保障に対する考え方が変わったこと、それに関わる法整備等の必要性も喫緊の課題としてあげられる状況の中で、宇宙政策はそれに深くかかわるのではないかという認識である。

そのため、本年は宇宙基本計画の見直しをする必要があるということで、委員間で意見の一致をみた。総理からもそのような指示を得て、本年の夏、10年を見越した長期的な宇宙基本計画の策定に着手した。従来は期間として5年であったが、それでは短すぎるということで10年に延長した。現在その原案についての取りまとめを終え、その案に対するパブリックコメントを受け、最終案を準備している段階にある。

政策研究

中国の接近阻止・領域拒否能力への対抗策

研究員

福田潤一

冷戦終結後の国際システムにおいては、米国の軍事的優位が顕著であると考えられてきた。しかし近年、グローバル化に伴う先進軍事技術の世界的な拡散に伴い、米国の軍事的優位の喪失が指摘され始めている。

この観点から注目を集めているのが、接近阻止・領域拒否(A2/AD)能力という概念である。接近阻止(A2)は戦域内への他の戦力投射を阻害する行為を意味し、領域拒否(AD)は戦域内での他の作戦行動を阻害する行為を意味する。

地域的な敵対者がこのA2/AD能力を向上させるにつれて、それまで米国が保持してきた国際公共財を統制する力が損なわれつつあり、同時に海洋・航空・宇宙・サイバー空間等の国際公共財へのアクセス阻害が起こりやすくなっていると指摘されている。

特に、中国がA2/AD能力を顕著に向上させていることが、米国にとって深刻な課題を生んでいる。仮に中国が平時と有事の双方で西太平洋戦域における米軍の戦力投射を阻害できるとすれば、その含意は重大だからである。

本稿では、中国のA2/AD能力の現状について触れた後、これに対抗するための日米のアイデアについて提示する。特に、「費用賦課戦略」と「ミニA2/AD能力」という二つの考え方を指摘する。

1.中国のA2/AD能力の現状

(1) 戰略的位置づけ

中国人民解放軍(PLA)の軍事戦略の中には、米国で言うA2/AD能力の活用に極めて近い概念が存在している。たとえばそれは「暗殺者の棍棒」という概念であり、また「外延部への積極戦略反撃」という概念である。

「暗殺者の棍棒」は、迅速反応、主導権確立、素早い優勢の確保、エスカレーション阻止、好ましい条件での紛争解決等の能力を活用する概念とされている。また、「外延部への積極戦略反撃」は、ひと

たび主権が損なわれた時、積極的な先制反応を行う概念とされており、なるべく遠隔地において敵の作戦基地などを積極的に打撃する概念とされている。

これらの概念は、内容としては有事の際にA2/AD能力を駆使して域外の勢力(米国)を戦域内に接近させない、あるいは戦域内で自由に行動させないことにほぼ等しい。中国がこうしたA2/AD能力に特に注目したのは、1996年の台湾海峡ミサイル危機の時であった。

この時、中国は短距離弾道ミサイルの発射を通じて台湾に圧力をかけようとしたが、米国が空母戦闘群を二個、台湾海峡に派遣したために、その目的を果たすことができなかった。以来、中国は米国の戦力を域内に接近させないための努力を開始し、20年近くが経った今日、その能力はかなりの水準に至っているのである。

以下、各分野における中国のA2/AD能力の現状について概観する。

(2) 弾道・巡航ミサイル戦力

中国は機動型の新しい大陸間弾道ミサイルであるDF-31AやDF-41の配備の他、準中距離弾道ミサイルとして日本を射程に含むDF-21C、DF-16等の配備を進めており、また米空母を標的とする対艦弾道ミサイル(ASBM)、DF-21Dの配備も進めている。短距離弾道ミサイルはDF-15やDF-11などを台湾海峡沿いに多数配備している。

巡航ミサイルは地上発射型のDH-10/CJ-10の配備の他、空中発射型のCJ-20の情報も存在している。中距離弾道ミサイルについては機動型のDF-26Cの登場に関心が集まっている。更に、中国は2014年1、8、12月の三回、いわゆる超音速ミサイルと呼ばれるWu-14の発射実験を行っている。

こうした中国の弾道・巡航ミサイル戦力のうち、特に通常弾頭搭載型のものは、日米にとって直接的な脅威となり得る。中国のミサイル攻撃に対して、西太平洋戦域における日米の抗堪化していない港湾や航空基地等は著しく脆弱化するからである。

(3) 航空戦力

中国の航空戦力では、第四世代機のJ-10、J-11等のシリーズの数が増大している。J-20、J-31などの第五世代戦闘機の開発も進めており、加えて早期警戒機や空中給油機等のフォース・マルチプライヤーと呼ばれる機体の強化も進めている。総じて、日米の近代的な航空戦力(特に第四世代以降の戦闘機の数)は、現状でまだ優位にあるものの、やがては中国に量的な挑戦を受ける状況にある。

中国は西太平洋に指向した航空戦力を前衛・中盤・後衛の三列に分かれた32もの航空基地によって運用しており、前二列に属する航空基地は高度に抗堪化されている。また中国は航空戦力を政治的なアンチアクセスの手段としても用いており、2013年11月には東シナ海で「防空識別区」の設定を一方的に宣言して日米の活動に制約を加えようとした。

(4) 海洋戦力

中国の海洋戦力においては、旧型の老朽艦の退役が進む一方で、新型艦が多数就役し、艦隊における近代化率の向上が見られる。空母の就役、弾道ミサイル原潜の就役などが進み、更に攻撃型潜水艦と主要水上艦艇の近代化傾向が顕著に見られる。

従来あつた多数の艦種が少数の新型精鋭艦種に集約されていく傾向があり、航空戦力と同様、やがて日米が量的劣勢に置かれる可能性は高いと言える。特に、超音速対艦ミサイルの存在と、潜水艦の増隻が日米にとって主要なA2／AD上の脅威になると考えられる。

中国が近年、頻繁に第一列島線を越えて、外洋での艦隊訓練を実施していることは注目されるべきである。中国海軍は長らく大陸近辺の「近海」の活動に拘束されてきたが、今やそれを越えた「遠海」への戦力投射が可能になりつつあると見られる。

(5) 宇宙・サイバー能力

宇宙空間における能力としては、中国はこれまで少なくとも30基の精密打撃支援目的と見られる衛星を軌道上に投入してきた実績を持つ。中国独自の衛星測位システムである北斗衛星も2012年10月にはアジア太平洋での運用が開始された。また、中国はこれまで四回の対衛星ミサイルの発射実験を実施しており、宇宙空間における指揮統制や情報収集の能力と、対衛星攻撃の能力の双方で、顕著に能力を高めていると考えられる。

サイバー戦能力については、中国は軍事及び民間のインフラ双方に対するサイバー攻撃を実施して、敵対者の指揮統制能力や情報収集能力を阻害し、戦域へのアクセスを拒否することを目的としていると見られている。そのためにPLAの総参謀部第三部(技術偵察部)や第四部(電子部)などが存在しており、日常的に日米をはじめとする他国に対するサイバー攻撃やサイバー諜報活動に従事していると見られている。

2. 日米の対抗策について

(1) 対抗策を考える上で前提

以上を踏まえ、中国のA2／AD能力に日米がどう対抗すればよいかが課題となる。仮に中国が有事の際に米国の戦力投射を阻害できれば、西太平洋戦域における同盟国や友好国(とりわけ日本)は安全保障上の重大な問題を抱えることになる。なぜならば、それは米国による拡大抑止や防衛の信頼性が不十分となることを意味するからである。

以下では、日米が中国のA2／AD能力への対抗策を考える上で三点を前提とする。第一に、日米は中国への宥和(=勢力圏の承認)を選択肢としないものと前提する。脅威に対してバンドワゴンする(勝ち馬にのる)ことは理論的にはあり得るが、現実の政策的選択肢としては考えにくい。万が一、この前提が崩れるならば、以下の議論は全く異なるものとなる。

第二に、中国の軍事的台頭と米国の財政難は当面継続すると前提する。中国は今後も高い経済成長率の下で軍事増強を続け、同

時に米国の直面する財政状況は今後も深刻であり、国防予算は長期に渡って削減傾向が続くと前提する。

第三に、日本の財政難が継続し、防衛関係費の頭打ち傾向が続くと前提する。今後の日本の財政においては所得税・法人税等の政府歳入が伸び悩むのに、社会保障関連費は増大すると前提し、その結果として蓄積された財政赤字が防衛関係費の増大を圧迫すると前提する。

(2) 前提から導き出される日米の対抗策

中国のA2／AD能力の増強と、以上の三つの前提を踏まえた基本的な認識としては、日米が西太平洋戦域における通常戦力の優位を自明視できた時代は既に過ぎ去りつつある、というものである。日米は西太平洋戦域において中国の軍事力よりも脆弱な立場に置かれることを想定した戦略や能力を構築する必要があることになる。

そこで本稿が提示する基本的な考え方は、求められる戦略として「費用賦課戦略」、求められる能力として「ミニA2／AD能力」を構築する、というものである。

「費用賦課戦略(cost-imposing strategy)」とは、相対的に廉価な費用で相手に高い費用負担を賦課する戦略のことである。こうした戦略は、平時における軍拡競争と、有事における優勢獲得の双方において重要なとされるべきである。

「ミニA2／AD能力」とは、非対称な手段を用いて相手の戦力投射を阻害する能力を指す。これはすなわち中国の対米姿勢を逆転させたものと捉えられる。ミニA2／AD能力は日米の中でもとりわけ劣弱な立場に置かれる日本において重要な能力である。

以上の考え方を踏まえた防衛資源の効率的な配分や、有事における戦略・作戦構想の構築・共有等が、今後の日米間の主要な課題となると考えられる。例えば、前者においては戦略的な優先順位に基づく防衛資源の最適配分の努力が必要となり、後者においては米国の統合エアシーバトル構想に依拠した対中戦略の構築・共有等が求められると考えられる。

3. 結論

PLAは着実にA2／AD能力を増強し続けており、既に日米が西太平洋戦域における通常戦力の優位を自明視できる時代は過ぎ去りつつある。日米にはアクセス困難となる現実を直視した対応が求められている。

しかし日米は中国のA2／AD能力に対抗する上で防衛資源の制約という問題を抱えている。よって、日米にはこの地域で中国の軍事力より劣弱な立場に置かれることを想定した戦略や能力構築が求められる。

本稿ではそのための基本的な考え方として、「費用賦課戦略」と「ミニA2／AD能力」という二つのアイデアを提示した。その上で、防衛資源の効率的な配分と、有事における戦略・作戦構想の構築・共有の重要性につき強調した。

政策研究

今後の中国の経済成長について

—海外のマクロ・エコノミストは
現在の中国経済をどうみているか—

主任研究員

北浦修敏

過去30年間にわたり主に農村部から湾岸の工業地域に生産資源を移転する形で10%前後の実質経済成長を続けてきた中国経済に、最近成長の減速が認められる。本稿では、IMF、OECD等の国際機関の分析や海外の経済誌等の論調を下に、中国経済について海外のマクロ・エコノミストがどのようにみているかを整理したい。本稿の詳細は、IIPS研究レポート「中国経済のマクロ経済分析に関する一考察」を参照されたい。

最近指摘される中国経済の成長への不安には、大きく分けて、3つの論点があると考える。第1に、世界金融危機後の建設・不動産投資の急増に伴い、融資が過度に拡大し、バランス・シート面からの調整が必要になっていることである。すなわち一種のデレバレッジが必要となっている。第2に、成長パターンの限界である。世界金融危機後は、地方政府によるインフラ開発や不動産・建設部門の投資を経済成長の中心に据えたが、これが第1の問題を発生させた。世界金融危機前の中国経済は、輸出産業を梃にして、海外の資源を輸入し、加工商品を輸出する形で高い成長を続けた。しかしながら、中国経済が世界経済の数パーセントの時代は輸出主導の経済成長も順調であったが、急成長の結果、世界経済の15%近い水準にまで拡大し、中国の一人当たりGDPがPPPでみて1万ドル近くにまで上昇すると、資源を乱用し、安価な工業製品と過剰貯蓄の輸出に依存した成長のパターンは世界経済のかく乱要因となりかねない。環境面からも限界がみとめられる。第3に、第2の論点とも関連するが、中国の所得水準が中進国の水準に追いついてくるにつれ、労働効率の改善に向けて新たな構造問題に取り組む必要性が生じてきており、また、労働供給面からも中国経済の潜在成長力の減速が指摘されている。本稿では、以上の3点について概観していくこととした。

1. デレバレッジの必要性

中国経済は、世界金融危機後、4兆元と言われる経済対策を実施

して、地方政府が主にオフセットで資金調達を行い、工業団地、交通手段等のインフラ開発を強力に進めた。この結果、都市部の住宅不足・住宅投機熱と相まって、不動産・建設産業を中心に信用供与が急速に拡大し、IMFによると、2008年第4四半期に名目GDPの129%であった総社会資本融資額が2014年第1四半期には207%まで約78%ポイントも増加した。融資の総量は通常は経済規模と同程度又は若干上回るペースで伸びるものであるが、わずか5年程度の間に融資が急速に拡大した結果、非効率的な投資が各地で累積し、住宅の供給過剰と相まって、中国の不動産・建設市場では昨年末より調整が始まっている。IMFによると、過去の世界経済において5年程度のうちに経済規模に対して3割から7割の信用の拡大がみられたケースの約半数で銀行危機が発生したという。IMFは、同規模の信用拡大が発生した中国経済に関しては、不動産市場の債務が一部の企業に集中していること、政府の経済を統制する力が強いこと、現在の公的債務残高の水準が比較的低いこと等を考慮すると、短期的に急激な調整につながることはないしつつ、不動産市場の重要性（不動産投資の対名目GDP比は約15%で、川上・川下の産業が広範に存在）を踏まえると、不動産・建設部門の調整を注視する必要があるとしている。

2. 成長のパターンの変更と

痛みを伴う構造改革の必要性

1でみたように、世界金融危機後の地方政府や不動産・建設関連の投資主導の経済は行き詰まりを示している。それでは世界金融危機前の成長のパターンは持続可能かと言えば、それも困難である。世界金融危機前の10年間は、中国経済の10%を上回る高い経済成長の下での巨額の資源輸入と資本輸出が、国際的な貿易の拡大や実質金利の低下を発生させ、世界経済は急速な成長を遂げた。しかしながら、この間、中国は、PPPでみて、世界経済の15%近くまで拡大し、所得水準も9000ドルという中進国レベルまで上昇しており、資源・環境問題に加えて、他の途上国の工業化や経済発展と競合する輸出主導の経済成長は限界に来ている。

IMFや世界銀行は、今後の中国の調和のとれた持続的な経済成長に向けて、内需（消費）主導の経済成長モデルに転換するように、様々な構造改革を提案している。現在の成長のパターンが持続可能でないことは中国政府も認めており、中国政府は、昨年度の3中全会で広範な経済改革に取り組むことを示した。構造改革のうち、とりわけ重要なのは、(1)国有企業に限定された経済分野（特にサービス分野）に公正な競争を導入し、市場経済の下で融資や資源の配分がより効率的に行われるようすること、(2)金融セクターの改革を進めること（広範な暗黙の政府保証と金利規制は、リスク評価や貸出コストを歪め、融資の非効率な配分、非効率的な投資、市民の住宅や理財商品への投機を助長している）、(3)よりマーケット・ベースの経済に移行する一環として、新し

い金融政策の枠組みへの移行を継続すること(金利を重視した金融政策、銀行間市場へのアクセスの改善、市場との対話を進めること等)、(4)地方政府の収入を支出上の責任と整合的なものとし、地方政府借入の運営・監督の強化を図るなど、財政(特に地方財政)のマネイメントを改善すること、(5)各種の税制改正により効率的で広範な人々を内包する成長を促進すること(付加価値税の拡充、不動産保有税の導入、逆進性の高い所得税・社会保険税の改革等)、(6)医療、年金、教育等の社会保障制度を強化すること(これらは、戸籍制度や地方の土地制度の改革とともに、生活水準を引き上げ、労働市場を改善し、労働所得を増加させ、消費の拡大に寄与)、(7)環境問題へ取り組み、天然資源の使用を合理化し、より環境に優しい成長を促進すること(環境法規の厳格な運用、各種間接税・環境税の税率や資源使用料の引上げによる外部性を考慮した価格調整、グリーン・エネルギーの活用へのインセンティブ付与等)、(8)人民元の国際化、貿易・投資の自由化を進めて、対外的なリバランスと国内経済部門の効率化を図ること、等である。

これらは、既得権益にメスを入れるものが多く、困難が予想されるが、中国政府は、比較的取り組みやすいものから改革を始めている。こうした状況を踏まえて、IMFのスタッフは、2014年は7.4%、2015年は7.1%の成長を予測しつつ、2025年に向けて緩やかに経済成長の速度が低下していくことをベースラインとして想定している。一方で、構造改革が進まない場合、2020年以降に経済の混乱が発生する可能性をMedium(10から30%程度)と見込んでいる。

3.2030年に向けて予想される潜在成長率の減速

次に、今後の中国の潜在成長率をみる。経済成長論に関しては、都市国家以外では、日本、韓国、台湾を除いて欧米の高い生活水準へキャッチアップに成功した国はなく、必ずしも頑健な理論があるわけではないが、一般的に条件付きの収束の理論(Conditional Convergence)が支持されている。すなわち、ある一定の条件が整えば、諸外国の一人当たり所得の水準は最も効率的な国(米国に代表されることが多い)の水準に追い付いていくといふのである。この収束のモデルでは、条件が同じであれば、所得水準の低い国ほど速いスピードで成長する、すなわち、より所得水準の低い国ほど容易に経済発展の模倣が可能であると理解されている。以下では、最近行われた3つの分析による中国の今後の成長率の見通しを示す。

(1)OECD(2014)

OECD(2014)は、コブ・ダグラス型の生産関数を用いてOECD諸国と他の主要国の潜在成長率(内訳として労働の伸び、労働効率の伸び、人的資本(教育水準)の伸び、資本の寄与に分解)の分析を行い、2008年から2013年に9.2%(内訳は0.6%、6.8%、0.8%、0.9%)の成長を示した中国経済は、2014年から2030年にかけて5.0%(内訳は-0.1%、3.7%、0.7%、0.7%)の成長となると見込む。減速の要

因として、労働人口の減少とともに、労働効率の改善が、過去の途上国の経験を踏まえると、これまでの中国の成長ほどには容易ではなくなる(6.8%→3.7%)とみている。

(2)Pritchett and Summers(2014)

Pritchett and Summers(2014)は、1950年から2010年にかけての142か国の経済成長の分析を行い、①過去の一人当たり成長率を過去のそれや期首の所得水準で回帰分析すると、成長率の持続性は弱く(2割から3割程度しか過去の成長率は反映されず)、過去の高い成長を将来に向けて延伸する予測の方法は適当ではないこと、②特に途上国では、高い成長の期間が終わると、急速に成長率が低下する傾向があること、③所得水準の高い国は民主主義や法の支配を共通の特色とするが、民主化を進めた途上国では、その後10年程度の低成長の期間を経験するのが一般的であること、等の指摘を行った。Pritchett and Summersは、①の回帰分析により、中国の今後の成長率は、2014年から2023年で5.01%、2024年から2033年で3.28%(2014年から2033年で3.89%)程度という試算結果を示している。

(3)IMF(2014)

過去60年間の世界及びアジアのデータを用いて分析を行い、日本、韓国、台湾等のアジアの高成長国その後を追って成長することができれば、中国は2014年から2025年に向けて6%強の成長を実現できる(世界の途上国の平均の成長の軌跡をたどれば、5%程度に減速する)としている。

4.まとめ:東アジアの成長の奇跡は

中国全体に広範に行き渡るか?

以上を整理すると、10%前後の高成長から現在7%程度に減速した中国経済は、当面は地方政府、不動産・建設産業、シャドーバンキングのリストラを進めつつ、2030年に向けて平均3%から6%程度の成長経路に移行していくものと見込まれる。中国が6%を超える東アジアの高速の成長経路をたどっていけるかどうかは、Pritchett and Summers の指摘を克服しつつ、2で示した広範な構造改革をどの程度スムーズに実現できるかにかかっていると考えられる。中国の平均的な一人当たりの所得水準は未だ先進国の2,3割と低位にあり、また、東アジア諸国の経済発展の経験は中国の良き先例になる一方で、中国の貧富格差や人的資源(教育水準)の格差は大きく、広く国民に経済成長の恩恵を均霑させ、消費主導の経済システムへの移行を図るには困難な国内調整を伴うものとみられる。Pritchett and Summersの指摘にもあるが、日本が1990年を境に4.5%成長から1%成長に落ち込んだように、経済成長を持続的なものとすること(経済の潮目を乗り切ること)は容易ではない。中国経済が引き続き東アジアの成長の奇跡を実現できるのか、中国政府の経済運営の手腕が問われることとなる。

政策研究

日米同盟における運用上の課題

主任研究員

松崎みゆき

1.日米同盟強化の必要性

(1) アジア太平洋地域の安全保障環境

オバマ大統領は、2014年11月豪州における演説で、アジア太平洋地域へのリバランス政策の継続について明言したが、米国が同地域に割くことのできる安全保障上の資源は豊富とは言えない。一方中国は、高い水準で国防費を継続的に増加させ、軍事力の強化を進展させていく。このような安全保障環境下、米国がアジア太平洋地域における主導的地位を維持していくためには、同盟国との協力が不可欠である。

また、中国は自国の領有権に関する主張を背景に、東シナ海、南シナ海及びそれらの上空などにおける軍を含む公的機関による活動を活発化させており、日本を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増している。そのため、日本にとっても米国との協力が従来以上に重要となっている。

(2) 米国の国防戦略及び日本の防衛政策

米国は2014年に公表した「4年ごとの国防計画の見直し(QDR)」において、国防戦略の3つの柱として、「本土防衛」、「地球規模での安全の構築」「戦力の投射と決定的な勝利」を掲げている。そして、後者2つの戦略目標達成にあたっては、同盟国との協力が鍵となっている。

「米軍は、平時にあっても地球上のすべての場所に同時に存在することはできない」以上、同盟国の存在を欠いては米国が「地球規模で安全を構築」することは困難である。また、「戦力投射能力の向上」は米軍にとっての課題であると認識した上で、「同盟国・パートナー国との関係強化」を戦力投射能力向上の方策の一つとしている。具体的には「相互運用性強化」、「同盟国・パートナー国に、自国防衛にもっとも必要とされる能力を発展させる」とともに、「米国の計画に同盟国・パートナー国的能力を反映させる」ことを明記している。

次項で述べるように、自衛隊は米軍との「相互運用性強化」に努め、「自国防衛にもっとも必要な能力を発展させ」ている。また、現在進められている「日

米防衛協力のための指針(ガイドライン)」の見直しは、米国の観点からは「米国の計画に同盟国・パートナー国的能力を反映させる」ことを意味している。

日本では、2013年に発表された「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱(25大綱)」において、「防衛の基本方針」として、「我が国自身の努力」「日米同盟の強化」「安全保障協力の積極的な推進」を掲げているように、「我が国自身の努力」を前提としたうえでの「日米同盟の強化」は防衛政策の基軸と位置付けられている。

(3) 米軍及び自衛隊が重視する能力

2014QDRにおいて米国は、「国防戦略を支えるために重要な能力」として、「サイバー」「ミサイル防衛」「核抑止」「宇宙」「海空」「精密打撃」「情報収集・警戒監視・偵察(ISR)」「対テロ・特殊作戦」を挙げている。

一方日本は「25大綱」において、「自衛隊の体制整備にあたって」「重視すべき機能・能力」として、「米軍との相互運用性にも配意した統合機能の充実に留意」したうえで、「警戒監視能力」「情報機能」「弾道ミサイル攻撃への対応」「宇宙空間及びサイバー空間における対応」などを挙げており、これらは米国が重要と考える能力とほぼ一致している。

また日米は、ガイドラインの見直しに関する中間報告において「日本の安全が損なわれることを防ぐための措置」として「情報収集、警戒監視及び偵察」、「防空及びミサイル防衛」などを列挙しており、日米はそれが重要とみなす能力を向上させつつ、警戒監視、ミサイル防衛などの分野において日米の連携強化を目指していると考えられる。

2.日米同盟における運用上の課題

日米同盟強化の必要性及びその方向性については、日米一致するところであるが、同盟の運用にあたっては課題も存在する。

(1) 尖閣諸島周辺でのグレーゾーン事態における米軍の関与

「米国の我が国及びアジア太平洋地域に対するコミットメントを維持・強化し、我が国の安全を確保する」ことは、日本にとって日米同盟強化の主要な目的の一つと言えよう。そして現在の尖閣諸島周辺の状況を踏まれば、日本が米国に望むコミットメントには、尖閣諸島周辺での武力攻撃に至らないグレーゾーン事態における米軍の関与が含まれると考えられる。

日米はこの点に関し「同盟のディレンマ」である「見捨てられる恐怖」と「巻き込まれる恐怖」をそれぞれが感じており、両国の利害を完全に一致させることは容易ではないと推測される。日本にとって、グレーゾーン事態における自衛隊及び米軍の運用上の役割及び任務をできるだけ具体化しておく必要があると言えよう。

(2) 中国の接近阻止・領域拒否(A2/AD)に対する対応

中国は、「周辺地域への他の軍事力の接近・展開を阻止し、当該地域での軍事活動を阻害する非対称的な軍事能力(いわゆる「接近阻止・領域拒否(A2/AD)能力)」を強化していると見られている。

A2/ADへの対処は日米共通の課題ではあるが、中国との地理的距離の違いにより、A2/ADに関する認識及び対処方法には日米で若

干の温度差があるように見受けられる。つまり、日本列島はA2／ADが注目を集め以前から既に中国の「作戦領域」内に位置し、また対処策として、各種アセットとは異なり「移動する」という選択肢は存在しないと考えられる。一方、米国にとってA2／ADは比較的近年に認識された課題であり、2010年QDRにおいて初めて公式にエア・シー・・パルに言及したことにも見られるように、日本と比較して急速に危機感が高まったかの感がある。特に空母の運用に影響が大きいと考えられている対艦弾道ミサイル(ASBM)への警戒感が強く、中国のA2／AD能力の進展が空母を始めとする米軍の運用に影響を与えると思われる。

自衛隊、米軍それぞれの運用、また共同運用にあたって、部隊運用の方針等に関し、大きな違いが生じることを避けるためには、中国のA2／AD能力に関する認識の一貫性を保つこと、それに応じた運用計画・態勢等について日米で緊密に協議を進める必要がある。

(3) 共同の情報収集・警戒監視・偵察(ISR)活動

「平成26年版防衛白書」によれば、日米間で、平素からの協力の具体策の一つとして、共同のISR活動を拡大している。しかし、「アセット(装備品等)の防護」「施設・区域の防護」「防空及びミサイル防衛」にも関連することであるが、関心の高い地域及び防護対象等について日米で完全に一致していない可能性も考えられる。

また、日韓間で情報保護協定が締結されておらず、朝鮮半島情勢に鑑み、日米の情報共有が限定的になっていることも、日米共同でISR活動を進める上での課題となっていると推測される。

(4) 宇宙及びサイバー空間における日米共同の対応

ガイドラインの見直しに関する中間報告で明記されているように、日米は「宇宙及びサイバー空間の安定及び安全を強化する決意を共有」している。しかし、日本では安全保障分野での宇宙利用の推進は、端緒についたばかりであり、能力、体制及び態勢に関し、米軍との間に大きな差が存在することは否定できない。またサイバー攻撃への対応についても、同様の問題が存在すると考えられる。

そのため、宇宙及びサイバー空間における日米共同について、自衛隊は米軍との相互運用性に留意しつつ、米国からの支援を得て、能力強化をはかることが当面の努力の中心となろう。

おわりに

米国の安全保障環境に対する認識、国防戦略目標及びその実現のために必要とする能力等いずれの側面から見ても、同盟国としての日本の重要性は高まっていると考えられる。

日米同盟の運用に当たり、日米が必ずしも利益を共有しない課題も存在する中、日本は「アジア太平洋地域における防衛力の高い同盟国」という立場を活用していく必要がある。日本にとってできるだけ望ましい形で同盟を運用するには、「我が國自身の努力」すなわち適切な防衛力の保有・増強が重要である。※本稿に示された見解は執筆者個人のものであり、所属組織の見解を示すものではありません。

政策研究

特恵貿易協定の進展と限界

研究員

安田 啓

第二次大戦後、世界の貿易体制は1947年に成立したガット、そしてそれが発展した世界貿易機関(WTO)を軸にした多国間体制によって、貿易自由化とルール化、貿易秩序の維持が図られてきた。背景には、戦前の列強による排他的な経済ブロックの形成が大戦勃発の一要因となったのであり、再発を防ぐには最惠国待遇原則に基づく差別のない多国間貿易体制を通じた世界の経済的繁栄が必要という考え方があった。

他方、1990年代以降、自由貿易協定(FTA)を中心とする特恵貿易協定(以下、特恵協定)の締結が進んだ結果、この基本原則が骨抜きになっていると指摘される。特恵協定の増加、主流化によってガット／WTO体制の最惠国待遇原則が事実上形骸化した現在の状況は、戦後のブレトン・ウッズ体制の見直しを迫る事態とも評される。

特恵貿易協定進展の経緯

ガットの中で最惠国待遇の例外として特恵協定が許容されるに至った過程を確認すると、大戦後当初に構想された国際貿易機構(ITO)の憲章原案では、特恵関係として容認されたのは主に旧植民地・宗主国関係と、既存の関税同盟を維持する場合に限られていた。その後、先進国との格差が維持される扱いに不満を持った国々が「経済発展または復興」を目的とした新たな特恵関係の創設を是認するよう求め、結果的に認められる。それを機に最惠国待遇の例外としての特恵関税関係を許容する提案が相次ぎ、関税同盟だけでなく、今日主流となっているFTAに当る「自由貿易地域」も認められることになった。

その後、ITO構想が頓挫し、「必要最小限の規定」をITOの憲章案から取り込んだガット協定が成立する過程において、新たな特恵関係を容認した際の「経済発展または復興」の要件は、ガット

には引き継がれなかった。この点について佐分晴夫[2001]は「経済発展・復興のために特恵を認めるべきだ」という雰囲気のなかでの最恵国待遇原則の例外要件を緩和した規定を持ちながら、経済発展・復興のための例外を積極的に認める規定を持たない中途半端なものになった」と評している。戦後の体制作りの経緯からは、大型の特恵協定中心の今日の現状は、当初意図された方向性ではなかったことが確認できる。

ガット体制の下、まず欧州で欧州経済共同体(EEC)設立の動きが進展する。EECのガットルールへの整合性について結論が先送りされる間に統合計画は進み、結論を出せない限り協定は存続するという実行が、事実上ガットにおける特恵協定の共通した解釈になっていた。欧州の動きに対し、米国は当初、最恵国待遇原則を尊重する立場にあり、新しい特恵創設には慎重な姿勢を示してきた。ところが欧州統合の進行を受けて、「拮抗するブロックが形成されなければならない」との認識が徐々に高まり、カナダ、それにメキシコを加えた北米自由貿易協定(NAFTA)締結へと方向転換していった。

1995年に発足したWTO下でも、特恵協定に対するチェック機能が働いているとは言い難い。国際社会は、ガット／WTO体制のこれらの動きを、事実上の「黙認」と受け止め、その後の特恵協定締結に拍車がかかっていった。

しばしば、特恵協定増加の流れが加速したのは、99年のWTO第三回閣僚会議における貿易自由化交渉の立ち上げ失敗や、現在のドーハラウンド交渉の停滞が原因になっていると言われる。しかし、特恵関係拡大の流れは、ガットの時代から欧州統合と、米国の特恵重視への転換時に既にできており、さらに、WTO成立の際にも特恵ルールの抜本的改革が見送られたことで決定的になったと見るべきであり、因果関係としてはWTO貿易自由化交渉の停滞は、むしろその流れの結果と言える。

特恵隆盛の現状

2000年代、二国間特恵協定の締結が急速に進み、その数は250件を超えた。二国間レベルでの協定締結はある程度一巡した感がある。国内産業への負の影響や、逆に締結しても効果が目に見えにくいといったマイナス面も指摘されるようになってきた。経済効果という点では、より大きな相手と交渉したほうが効果は期待できるが、当然交渉は難しくなる上、二国間では政治的考慮も絡む。また、日本を含むアジアでは産業界から、生産、流通体制が多国間に広がっている中、特恵関係の有無によって、有利、不利が生じる「サプライ・チェーンの分断」という現象が指摘してきた。

このような状況下で、特恵関係の広域化つまり二国間からより多くの国が参加する枠組みへの移行、さらにその結果としての大型

化は、不可避、必然的な現象であったと言えよう。日中韓自由貿易協定、日EU経済連携協定、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)、米EU間FTA(TTIP)といった大型FTA交渉が相次いで開始された2013年は、まさにそのような現象が一気に進行する年となった。これらの交渉がすべて成立するのか、今のところ不透明だが、大方は、今後は大型の特恵協定が林立する時代に突入するという見方が強まっている。

特恵貿易協定の三つの限界

特恵協定には限界・懸念事項もある。第一に、特恵協定締結を積極的に進める国と、特恵貿易関係から排除される国・地域との間の経済格差が拡大するおそれがある。特にアフリカ、中東地域は、域内では特恵関係を構築しているものの、地域外との間の特恵協定は少ない。第二に、貿易ルール間の齟齬が特恵協定の大型化によって一層顕著となり、不必要的貿易障壁を形成する懸念がある。第三に、多数の特恵協定で紛争解決手続きが定められているが、利用は限定的である。他方、米EU間のTTIP交渉で投資家国家紛争解決条項の是非が論争になっているように、特恵協定に基づく紛争解決手続きの行方如何では、既存の紛争解決制度や司法制度の権威、安定性が揺らぎ、長期的に見て国際貿易投資秩序の維持に悪影響を及ぼす可能性も否定できない。

こうした懸念に対する意識の程度に差はあるものの、特恵隆盛の時代においては、特恵協定間で何らかの調整機能が必要との認識が徐々に広がっている(例えば、ジエトロ『2014年版世界貿易投資報告』)。やはり、国際貿易体制の要にあるWTOがそのような機能を果たすべきであろう。この点、小寺彰[2012]は、WTOの影響低下を懸念しつつ、2012年にロシア加盟し、現在は160カ国を擁するWTOが「名実ともにグローバルな国際機関に育った」として、「WTOが国際通商秩序の維持発展において大きな潜在力を持っていることは間違いない」と述べている。調整役として、WTOの潜在力を期待がかかる。WTOの意思決定方式の柔軟化を含め、その機能を最適化すべく模索が続くだろう。

現状、大国間では地域を横断した特恵関係構築が進行しつつあり、大国が閉鎖的にブロック化し、衝突するような状況は少なくとも短期的には想定し難い。しかし、大型の特恵協定が無秩序に乱立すれば、仮に域内諸国の経済厚生を高めるとしても、特恵貿易関係から排除される国・地域への不利益や国家間の経済格差拡大を招き、ひいては国際秩序の安定性を損なう懸念をぬぐえない。特恵協定の問題点や限界については今後、さらなる検討を要する課題である。

●主要参考文献

- 佐分晴夫「GATT／WTOと地域統合」：『日本と国際法の100年⑦国際取引』(三省堂、2001年)
- 松下満雄「FTA／EPA全盛時代におけるWTOの役割」：『国際商事法務42.1号』(2014年)
- 小寺彰「通商ルール定立の場としてのWTO」：『日本経済復活と成長へのロードマップ』(文真堂、2012年)
- 中川淳司『WTO 貿易自由化を超えて』(岩波新書、2013年)

研究所ニュース

日台対話2014台北会議



日台対話2014は、当世界平和研究所と遠景基金会の共催により、11月21日に台北で開催された。本対話は、2002年以来日本・台湾の有識者が毎年交互に訪問し、アジアの政治・経済・安全保障等について自由かつ広範に議論するもので、今回で13回目を迎えた。

今次会合の総合テーマは、「東アジア情勢の展望と日台中関係」として行われた。日本からは、佐藤謙　世界平和研究所理事長、藤崎一郎　世界平和研究所副理事長、川島真　世界平和研究所上席研究員・東京大学准教授、佐々木伸彦　東京海上日動火災保険株式会社顧問、吉田正紀　慶應義塾大学特別招聘教授、伊藤信悟　みづほ総合研究所調査本部アジア調査部中国室長等が参加した。台湾からは左正東　遠景基金会執行長、歐鴻鍊　对外関係協会会长、張五岳　淡江大学中国大陸研究所副教授兼所長、蘭寧利　国家政策研究基金会政策委員、劉大年　国家安全會議副秘書長、徐純芳　中華民国全国工業連盟上席顧問、邱坤玄　国家安全會議諮詢委員、何思慎　輔仁大学日本語学科教授、孫揚明　遠景基金会副執行長等が参加した。

会合では、日本の安全保障政策の進展、習近平体制下の中国の内政・外交政策、新たな安全保障環境下での米国のリバランス政策、東アジアにおける経済連携の進展などを踏まえて、「中国大陸情勢と日中、両岸関係」、「東アジアの安全保障情勢と日台関係」、「アジア太平洋における経済連携の現状～日台が果たせる役割」の3つのセッションを設定した。

第1セッションでは、「中国大陸情勢と日中、両岸関係」をテーマに、歐鴻鍊　对外関係協会会长を議長として、張五岳　淡江大学中国大陸研究所副教授兼所長、川島真　世界平和研究所

上席研究員、東京大学准教授から報告があり、その後ディスカッションが行われた。中国は、欧米の国からみると、政治的に協力可能な存在であるとともに、経済面で高く評価されていること、最近は低迷しつつも6年間続いている両岸関係の平和と安定に変化を来さないように工夫を凝らすことが日台中を含む国際社会にとって重要であること、中国との今後の関係において、二国間及び多国間の協議の場を設けておく必要があること、政経分離の確保を図ることが大切であること、環境問題や経済問題等で可能なものから協力を進めていくことが重要であること等について議論が行われた。

第2セッションでは、「東アジアの安全保障情勢と日台関係」をテーマに、藤崎一郎　世界平和研究所副理事長を議長として、吉田正紀　慶應義塾大学特別招聘教授、蘭寧利　国家政策研究基金会政策委員から報告があり、その後ディスカッションが行われた。台湾側からは台湾を取り巻く厳しい情勢認識をもとに、日本が東アジア地域の安全保障のために果たす役割について



の期待が示された。日台は、地域の平和と安定のためには日米台の関係が重要なとの共通認識に基づき、セカンド・トラックで日台交流を進める方策について意見交換を実施した。

第3セッションでは、「アジア太平洋における経済連携の現状～日台が果たせる役割」をテーマに劉大年　国家安全會議副秘書長を議長として、徐純芳　中華民国全国工業連盟上席顧問、伊藤信悟　みづほ総合研究所調査本部アジア調査部中国室長、佐々木伸彦　東京海上日動火災保険株式会社顧問から報告があり、その後ディスカッションが行われた。貿易歪曲効果を持つFTAが増加する中で、日台双方がアジア太平洋地域のサプライチェーンの輪の中から取り残されないよう経済連携に積極的に参加することが重要であること、日台の企業の連携に関して、中央・地方政府や経済団体等が、引き続き新興国市場でのパートナー探しの情報共有の支援や研究開発支援を強化していくことが大切であること等について意見が交わされた。

第七回 日中関係シンポジウムの開催について

第七回日中関係シンポジウムが、世界平和研究所と中国人民外交学会の共催により、12月9日に東京のキャピトル東急ホテルで開催された。

本シンポジウムは、2007年以来日本・中国の有識者が交互に訪

問し、日中関係に関して政治・経済・安全保障等の観点から議論するもので、今回で第七回目を迎えたもの。

今回、趙啓正・中国人民外交学会顧問と楊文昌・中国人民外交学会会長を代表とする15名が来日し、日本からは佐藤謙・世界

研究所ニュース



平和研究所理事長、斎藤隆・防衛省顧問（元自衛隊統合幕僚長）、高木誠一郎・日本国際問題研究所研究顧問を含め12名が参加した。また、前日8日には歓迎夕食会が行われた。

今回のシンポジウムでは、次の三つのセッションで日中間の活発な意見交換が行われた。

第一セッションでは、「日中信頼関係の回復と危機管理への取組」をテーマに、北岡伸一・世界平和研究所研究本部長を議長として、川島真・世界平和研究所上席研究員、劉江永・清華大学当代国際関係研究院副院長から報告があった。

その後、コメンテーターの斎藤隆・防衛省顧問、徐敦信・中国外交部元副部長（元駐日中国大使）を交えたディスカッションが行われた。特に、先般の日中首脳会談の結果をふまえて、11月7日に日中間で発表された四点に基づき、今後、双方が信頼関係の回復に引き続き努力することが重要である点で意見が一致した。また、海上連絡メカニズムの構築など日中が短・長期的視点から危機管理メカニズムを迅速に構築すべきことが強調された。

第二セッションでは、「日中経済協力関係と地域経済協力の枠組み」をテーマに、江瑞平・中国外交学院副院长を議長として、瀬口清之・キヤノングローバル戦略研究所研究主幹、張季風・中国社科院日本研究所所長助理から報告があり、その後、ディスカッションが行われた。

とりわけ、2012年来、日中経済関係が貿易、投資、金融、自由貿易交渉のいずれにおいても停滞状況にあることが指摘されたことを踏まえて、アジア及び世界における日中経済関係の比重の大きさにつき言及され、日中関係のみならず、より大きな観点からの日中経済関係の拡大の重要性について意見の一一致がみられた。

一方、今後、RCEPなどの地域における交渉の進展や、中国人観光客の日本への招致、環境分野などの具体的な分野で日中経済協力を深化させるべきことも強調された。

第三セッションでは、「国民間の相互理解と交流の促進に向けた課題」をテーマに、高木誠一郎・日本国際問題研究所研究顧問を議長として、天児慧・早稲田大学大学院教授、馮昭奎・中国社科院栄誉学部委員から報告があり、その後、コメンテーターの高洪・中国社科院日本研究所副所長を交えた議論が行われた。

日中間の関係悪化の背景には中国人の反日感情とともに、日本人の反中感情が高まったことが背景としてあることが改めて指摘された。こうした状況を改善するために、日中間の相互理解を基礎として両国間で、青少年、文化、専門家等を含む幅広い民間交流を促進すべきことが提言されるなど、幅広い観点からの意見交換が行われた。

研究所会議テーマ一覧

- ◆ 不動産証券化と都市開発 和田 肇（主任研究員）
- ◆ 日米同盟の方向性 松崎みゆき（主任研究員）
- ◆ 中国の接近阻止・領域拒否(A2AD)能力の現状とそれへの対応について 福田潤一（研究員）
- ◆ 世界大国と科学技術 薬師寺泰蔵（特任研究顧問）
- ◆ 中国経済のマクロ経済分析 北浦修敏（主任研究員）
- ◆ 日系企業の中国進出に関する現状と展望 豊田 裕（主任研究員）
- ◆ 地域経済統合の進展と限界 安田 啓（研究員）

※詳細はホームページをご参照ください。 <http://www.iips.org/research/index.html>